

弁護士意見書・審査請求・税務訴訟サービス

税務当局との見解の相違を解消した実績で選ばれています

弁護士意見書は、納税者の切り札です

税務調査・更正請求において、税務当局との見解の相違に直面したときは、弁護士意見書が納税者の切り札となります。納税者の見解が認められるべき理由を詳細に説明する弁護士意見書を証拠と共に提出して、納税者の見解が早期に認められた事例が増えています。

審査請求・税務訴訟は、税務調査・更正請求の延長戦です

税務調査・更正請求段階で見解の相違が解消されないときは、審査請求をすれば、行政庁としての最終判断を求めることができます。審判所は、双方の見解をよく聞いた上で、証拠に基づき判断します。また、税務訴訟をすれば、誤った法令解釈を是正することも可能です。

弁護士意見書から審査請求・税務訴訟まで包括的に対応します

デロイトトーマツは、見解の相違の原因を検証し、納税者の見解が認められる見込み・手続・費用等についてご相談させていただき、弁護士意見書の作成から審査請求・税務訴訟の代理まで包括的にサービスを提供して、実績を上げています。

デロイトトーマツには、税務当局との見解の相違を解消した実績があります

デロイトトーマツが受任した多数の案件において、納税者の見解が実際に認められています。納税者の見解が認められた最近の実績の例としては、次のものがあります。

< 弁護士意見書・審査請求・税務訴訟サービスの実績 >

2024年	<ul style="list-style-type: none">● CFC税制に関する弁護士意見書● 固定資産税に関する審査請求	2023年	<ul style="list-style-type: none">● CFC税制に関する税務訴訟
2023年	<ul style="list-style-type: none">● 債権貸倒損・譲渡損に関する弁護士意見書● 交際費課税に関する弁護士意見書● 組織再編の行為計算否認に関する弁護士意見書● 株式の有利発行に関する弁護士意見書	2022年	<ul style="list-style-type: none">● 固定資産税に関する弁護士意見書● みなし譲渡所得に関する審査請求● 法人の受贈益に関する審査請求● みなし譲渡所得に関する弁護士意見書
		2021年	<ul style="list-style-type: none">● 組織再編税制に関する審査請求
		2020年	<ul style="list-style-type: none">● 印紙税に関する弁護士意見書

< 弁護士意見書・審査請求・税務訴訟サービスのステップ >



- **税務調査・更正請求中に弁護士意見書を提出します**
納税者の見解が認められるべき理由を詳細に説明します。
- **税務当局に再調査請求書を提出します**
更正理由を明確にしたいときは、再調査請求が有効です。
- **国税不服審判所に審査請求書を提出します**
反論書等のやり取りが、通常3～4回程度行われます。
裁決までの期間は、おおむね1年程度です。
- **地方裁判所に訴状を提出します**
準備書面のやり取りが、通常5～6回程度行われます。
判決までの期間は、おおむね1年半程度です。
- **高等裁判所に控訴します**
判決までの期間は、おおむね1年以内です。
- **最高裁判所に上告及び上告受理申立てをします**
判決までの期間は、1年以上かかる場合があります。

弁護士紹介



パートナー 北村 豊
弁護士・税理士・ニューヨーク州弁護士
email: yutaka.kitamura@tohmatsu.co.jp



カウンセラー 大和屋 力
弁護士・ニューヨーク州弁護士・中小企業診断士
email: tsutomu.yamatoya@tohmatsu.co.jp

お問い合わせ

DT 弁護士法人

東京事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel 03-6870-3300 (代)

大阪事務所 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel 06-7711-2540 (代)

email dtlegal@tohmatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/dt-legal

法務サービス www.deloitte.com/jp/ja/services/legal

YouTube 講座 [納税者の見解はどうすれば認められるか](#)



会社概要



YouTube講座

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト・トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト・トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して "デロイトネットワーク") のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大連、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301